

1年 保護者各位

熊本中央高等学校
校長 池田 廣
(公印省略)

令和4年7月からの

国の高等学校等就学支援金申請手続きについて

立夏の候、ますますご健勝のことと拝察いたします。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本年7月分の校納金から減額対応するために申請手続きを行います。

申請には、校納金の早期確定を目的として「令和4年度市町村民税(所得・課税)証明書」等を、提出して頂きますので、趣旨ご理解のうえご協力をお願いいたします。

なお、4月にご提出いただいた課税証明書等は令和4年度分で4月～6月分になります。

就学支援金算定基準

市町村民税の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」で判定する

※H18.1.2～4.1生まれの生徒については、令和4年度の所得・課税証明書に控除額が反映されていない為、「(市町村民税の課税標準額－330,000)×6%－市町村民税の調整控除の額」で判定する。

※上記合計額が30万4,200円以上の世帯(年収目安910万程度)では授業料を全額ご負担頂くことになります。

就学支援金の額

親権者の合計額	支給月額 (就学支援金)	授業料実納付金 (33,500円-就学支援金)
154,500円未満	月額33,000円	月額 500円
154,500円以上304,200円未満	月額 9,900円	月額23,600円
304,200円以上	月額 0円	月額33,500円

※授業料実納付額(授業料33,500円-就学支援金)を請求いたします。

※保護者等は、原則親権者。親権者がいない場合は、全ての未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に該当します。

※途中で保護者が変わったり、引越等で住所が変わったりした場合は別に手続きが必要となります。

【提出日】 令和4年6月10日（金）

※同封の封筒（グリーン色）にて担任へご提出ください。

【提出書類】 該当する（１）・（２）・（３）のいずれかの書類をご提出ください。

（１） ４月～６月分で受給資格認定を受けている方

① 課税地確認書（同封）

※年・組・号と生徒氏名、保護者情報をご記入ください。

② 課税標準額等確認資料

下記の㊦・㊧のいずれかを選んでいただき保護者等のどちらか一方の所得がない場合もお二人の課税証明書等の提出が必要です。

㊦-1 「令和4年度市町村民税（所得・課税）証明書」

注①：各市町村役所で交付が受けられます。

㊦-2 「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」（同封）

注①：各市町村役所で交付が受けられます。

（熊本市は出張所では発行できません。）

注②：各市町村役所によっては所得・課税証明書に調整控除の額記載されている場合は補足の分を提出する必要はありません。

注③：別紙1（黄色用紙）を各市町村役所の窓口にご提示ください。

㊧ 生活保護証明書（生活保護の方は、生活保護証明書をご提出ください。）

注①：令和3年1月1日現在で受給していたことがわかるもの

} 両方ご提出ください。

（２） ４月～６月分で受給資格認定を受けている方で保護者等の変更がある場合（再婚、離婚等）

※事務室までご連絡ください。ご連絡のあった方には届出書等を事務室にてお渡しします。

① 収入状況届出書

② 個人番号カード（写）等貼付台紙

③ 個人番号の使用に関する同意書

④ 課税地確認書

⑤ 課税標準額等確認資料

下記の㊦・㊧のいずれかを選んでいただき保護者等のどちらか一方の所得がない場合もお二人の課税証明書等の提出が必要です。

㊦-1 「令和4年度市町村民税（所得・課税）証明書」

注①：各市町村役所で交付が受けられます。

㊦-2 「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」（同封）

注①：各市町村役所で交付が受けられます。

（熊本市は出張所では発行できません。）

注②：各市町村役所によって所得・課税証明書に調整控除の額が記載されている場合は補足の分を提出する必要はありません。

注③：別紙1（黄色用紙）を市町村役所の窓口にご提示ください。

㊧ 生活保護証明書（生活保護の方は、生活保護証明書をご提出ください。）

注①：令和3年1月1日現在で受給していたことがわかるもの

} 両方ご提出ください。

- (3) 4月～6月分で受給資格認定を受けていない方
(収入等が減少し就学支援金の対象になると思われる方)
(世帯収入が910万円を下回っている方)

※事務室までご連絡ください。ご連絡のあった方には受給認定書等を事務室にてお渡しします。

- ① 受給資格認定書
- ② 個人番号カード(写)貼付台紙
- ③ 個人番号の使用に関する同意書
- ④ 課税標準額等確認資料

下記の⑦・⑧のいずれかを選んでいただき保護者等のどちらか一方の所得がない場合もお二人の課税証明書等の提出が必要です。

- ⑦-1 「令和4年度市町村民税(所得・課税)証明書」

注①：各市町村役所で交付が受けられます。

- ⑦-2 「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)」(同封)

注①：各市町村役所で交付が受けられます。

(熊本市は出張所では発行できません。)

注②：各市町村役所によって所得・課税証明書に調整控除の額が記載されている場合は補足の分を提出する必要はありません。

注③：別紙1(黄色用紙)を市町村役所の窓口にご提示ください。

}両方ご提出ください。

- ⑧ 生活保護証明書(生活保護の方は、生活保護証明書をご提出ください。)

注①：令和3年1月1日現在で受給していたことがわかるもの

【注意事項】

- ① 今回の申請は令和4年7月分からの取扱いです。
- ② 就学支援金の支給方法につきましては、学校が受領し、保護者様にはその分を減額して校納金の請求を致します。
- ③ 奨学生の方も申請が必要です。
- ④ 世帯年収が910万を超える等あきらかに受給条件に該当されない方は別途用紙がございますので事務室までご連絡ください。
- ⑤ 書類の提出は、郵送でも構いませんが、配達に時間がかかりますので期日に余裕をもって投函してください。必ず、切手をお貼りください。

(問合せ先) 本校事務室 (096) 354-2333 中原